

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に、
は、
がと
の
休き
る翌
日

平成元年十一月十九日

鳥取県知事 四 風 映 次

第十三条第一項の規定に基いて、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第一項の規定により告示する。

三 次

告 示

青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）

結核予防法による医療機関の指定（健康対策課）

結核予防法による指定医療機関の辞退（〃）

土地改良区の役員の就任（農村整備課）

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定（〃）

選挙管理委員会の招集

定例教育委員会の招集（総務課）

◇選管告示
◇教委告示
◇公安告示
遊技機の型式の検定（防犯少年課）

指定番号	種別	図 書		類別表示された発行所名
		題号	発行記号等	
3557	雑誌その他 の刊行物	少女LIP 射精夢	S L— 2—K	Do企画
3558	"	SPOON vol. 34	S P— 1—K	Do企画
3559	"	挿入快悦 アナタに夢中	K M— シB	Do企画
3560	"	脇痺れ 感傷旅行	K M— シA	Do企画
3561	"	BANANA PRESS	B P— 1—K	Do企画
3562	"	HUMMING	H M— 1—K	Do企画
3563	"	満熟 肉色獣子	K L— シG	Do企画
3564	"	Milkey	M K— 1—K	Do企画
3565	"	夢郷	K M— シ1	Do企画
3566	"	MESSAGE	M E— 2—K	Do企画
3567	"	マジヨハウス 7月号	雑誌 1—7	株式会社大洋書房

鳥取県告示第十一百四〇号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十一月鳥取県条例第三十回印）

平成元年12月19日 火曜日

鳥取県取扱報

			雑誌				
3568	"	マスカット 8月号	雑誌 0 8 3 4	株式会社大洋書房			
3569	"	ビデオエッグス 8月号	雑誌 0 7 6 2	笠倉出版社			
3570	"	ベストビデオ 8月号	雑誌 1 7 9 7	三和出版株式会社			
3571	"	ザ・ヒットMAGAZINE 9月号	雑誌 1 4 1 3	三和出版株式会社			
3572	"	おたのしみ生撮女子高生 10月号	雑誌 0 2 1 1	考友社出版株式会社			
3573	"	ギャルズ・アクション 10月号	雑誌 0 2 5 8	考友社出版株式会社			
3574	"	cosmos 通信 10月号	雑誌 1 3 9 6	考友社出版株式会社			
3575	"	美少女CLUB 10月号	雑誌 0 7 6 3	株式会社サン出版			
3576	"	アタック 1月号	なし	三共図書出版社			
3577	"	ピーチ通信 1月号	なし	三共図書出版社			
3578	"	DON'T! 1月増刊	雑誌 0 6 7 7	株式会社サン出版			
			8 - 1				

平成元年十一月十九日

鳥取県知事 西 駿 四 次

医療機関名	所在地	指定年月日
医療法人福島医院	境港市中町九丁目	平成元年十一月一四日
医療法人福庭医院	境港市相生町一丁目	"
医療法人社団日本田医院	米子市八幡七〇三	"
乾医院	境港市相生町一丁目	"
五井眼鏡医院	鳥取市西町四一四四一五	"
森医院	岩美郡国府町大字糸谷一丁一	"
森医院中河原分院	大字中河原六八	"
福田整形外科医院	鳥取市材木町一五二	"
中井医院	境港市外江町一七三三一	"
よしや医院	米子市旗ヶ崎七一四一〇一	"
豊田内科医院	立川町一丁目一四七	"

鳥取県知事第十一回印

結核予防法（昭和三十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和三十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定による知事あつ。

院 上山整形外科医	" 湖山町東二丁目一〇三	森医院	五 岩美郡国府町大字糸谷一一一
院 桜井皮膚科医院	" 永楽温泉町一六三	森医院分院	七 大字中河原六八
院 内科法人社団宝	米子市万能町一六	院 福田整形外科医	八 "
	"	倉元内科医院	九 鳥取市材木町一五一
		岸田内科医院	十 境港市外江町一七三三一一
		よろず医院	十一 平成元年十一月一日
		桜井皮膚科医院	十二 平成元年十一月二十三日
医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
福島医院	境港市中町九三	平成元年十一月一日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
福庭医院	境港市相生町一四	"	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
本田医院	米子市八幡七〇三	平成元年十一月八日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇	平成元年十一月十日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四一五	"	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第千二百六六号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があったので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

平成元年十二月十九日

鳥取県告示第千二百七七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり新開川土地改良区から役員が就任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

平成元年十二月十九日

鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

院 森医院	五 岩美郡国府町大字糸谷一一一	院 森医院分院	七 大字中河原六八	院 福田整形外科医	八 "
院 倉元内科医院	九 鳥取市材木町一五一	院 倉元内科医院	十 境港市外江町一七三三一一	院 倉元内科医院	十一 平成元年十一月一日
院 岸田内科医院	十二 平成元年十一月二十三日	院 立川町二丁目二三七	十三 平成元年十一月二十一日	院 立川町二丁目二三七	十四 平成元年十一月一日
院 よろず医院	十五 美萩野一丁目一一八	院 美萩野一丁目一一八	十六 "	院 美萩野一丁目一一八	十七 "
院 桜井皮膚科医院	十七 永楽温泉町一六三	院 桜井皮膚科医院	十八 平成元年十一月二十五日	院 桜井皮膚科医院	十九 平成元年十一月二十六日
	"		"		"
医療機関名	所 在 地	辞 退 年 月 日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
福島医院	境港市中町九三	平成元年十一月一日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
福庭医院	境港市相生町一四	"	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
本田医院	米子市八幡七〇三	平成元年十一月八日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
乾医院	気高郡鹿野町大字鹿野一四〇	平成元年十一月十日	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次
白井眼科医院	鳥取市西町四丁目四一五	"	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次	鳥 取 県 知事 西 尾 邑 次

平成元年12月19日 火曜日

鳥取県公報

理事 国尾 茂 米子市西福原一三五九一一

平成元年十月二十六日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 梶原福市 米子市西福原一三四六

平成元年十二月一日就任 任期平成四年四月五日まで

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十九号

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百八号

福部村が行う土地改良事業に係る細川（前田）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次とおり縦覧に供する。

平成元年十二月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

理

事

國

尾

茂

米

子市西福原一三五九一一

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

平成元年第十四回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年十二月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一日時 平成元年十二月二十一日（木）午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員室

三 議題 新成人研修会について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十七号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

平成元年十二月十九日

福部村役場

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

福部村役場

鳥取県教育委員会委員長 森 田 隆 朝

- 一 日時 平成元年十二月二十日（水）午後三時四十分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九十八号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十一号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認めたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年十二月十九日

鳥取県公安委員会委員長 德 田 博 司

遊技機の種類	型	式	製造業者名
ぱちんこ遊技機	ウェーブA		
極II	フラッシュマン五		
ジャンボクロス二	ニューエキサイト三		
ジャンボクロス二	株式会社ニューギン		
ザ・トキオB			
スカイヒーロー			
スーパーキャノン	ザ・トキオAB		
	株式会社平和		